

# 「自己評価21」実施概要

## (一部改訂案)

平成20年6月10日 全国薬科大学長・薬学部長会議

資 料

平成20年6月

薬学教育評価機構実施準備委員会

注) 本年3月の概要(案)を改定した部分は**ゴシック体に下線を付して**表示した。

## はじめに

平成21年度に各大学において「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準—平成19年度版」に基づいた自己評価(以下「自己評価21」という)を実施することについては、平成19年12月6日の全国薬科大学長・薬学部長会議において総意を得たところである。**これを受け日本薬学会第三者評価実施小委員会は「自己評価21」実施概要(案)をとりまとめ、平成20年3月5日・7日に「薬学教育評価に関する説明会」を開催して内容説明を行った。説明会終了後に各大学の意見を求めたところ13大学から意見が寄せられ、うち4大学は原案に賛同するとの内容であった。残り9大学および説明会参加者から寄せられた意見について、事業を引き継いだ薬学教育評価機構実施準備委員会で検討した。その結果、原案では「自己評価21」の対象外とした「生涯学習の意欲醸成」および「外部との連携」を、寄せられたご意見に従って「自己評価21」の対象とすることとした。また、他の貴重な意見への回答は、今後作成予定の「自己評価実施要項」や「Q&A」において対応することとした。そこで、全国薬科大学長・薬学部長会議が開催されるに際し、改めて「自己評価21」実施概要(一部改訂案)を提案する。**

### 1. 「自己評価21」の実施目的

「薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について」が平成19年5月に厚生労働省医薬食品局によってまとめられた。本まとめにおいては、薬剤師資格をもたない薬学生が参加型実務実習を行う条件として「患者の同意」、「目的の正当性」、「行為の相当性」が要求されている。このうち薬学生の「行為の相当性」を担保する条件の一つとして、「実務実習を行う薬学生の資質の確認」があげられている。「実務実習を行う薬学生の資質の確認」のためには、「事前学習の十分かつ適切な実施」、「薬学共用試験の適正な実施」、「各大学の6年制薬学教育に対する第三者評価」が必要とされている。そのため、平成22年度に6年制薬学教育一期生の実務実習を実施するにあたり、上記の実務実習実施条件を満たすには、平成21年度において、第三者評価若しくはそれに準ずる方法により、各大学で質の高い6年制薬学教育が行われていることを客観的に確認し、社会に対する説明責任を果たす必要がある。そこで、平成21年度に各大学において「薬学教育(6年制)第三者評価 評価基準—平成19年度版」に基づいた自己評価(「自己評価21」)を実施することとする。(平成19年12月6日全国薬科大学長・薬学部長会議での提言より)

### 2. 「自己評価21」の概要

- 1) 平成18年度以前に開設した大学は、平成21年度内に「評価基準」に基づく自己評価(「自己評価21」)を実施し、その結果を薬学教育評価機構(以下、「機構」という)に報告すると共に、自ら公表することとする。
- 2) 「自己評価21」では、薬学教育6年制が開始となった平成18年度から平成21年度までの期間の教育研究活動について自己点検、自己評価を行う。
- 3) 「自己評価21」の結果は、公表後、機構によって平成22年度以降に点検を行う。
- 4) 平成19年度以降に開設した大学は、開設4年目に「自己評価21」と同様の自己評価を実施し、点検を受ける。
- 5) 初年度の入学者の卒業以前の段階において評価し得ない部分(後述)については、「自己評価21」の対象外とする。

### 3. 「自己評価 21」の実施時期について

平成 18 年度以前に開設した大学は、平成 21 年度内に「薬学教育（6 年制）第三者評価 評価基準—平成 19 年度版」に基づく自己評価を実施し、平成 22 年 3 月末**まで**にその結果を自己評価報告書にまとめ、機構に報告すると共に、自ら公表することとする。**薬学共用試験結果についても平成 21 年度中に可能な範囲内で自己点検・自己評価し、再試験の結果も含めた最終実施結果を 21 年度内に点検・評価できなかった場合は平成 22 年 4 月以降のできるだけ早い時期に実施・公表することとする。**

### 4. 「自己評価 21」の実施方法

#### 1) 対象とする基準

新しい薬学教育 6 年制の教育内容について社会に対する説明責任を果たすためには、**学年進行中であるため評価することが妥当でない部分を除いては、すべて自己評価の対象とすることとする。**

また、基準・観点に記載されている「全学年」について「自己評価 21」では 1～4 年次を対象とすることとした。

#### 2) 実施手順

各大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自らが実行している薬学教育プログラムに対する自己評価を実施し、自己評価書を作成する。

自己評価書は、評価基準（12 項目 71 基準）のうち **12 項目 62 基準**を対象に、各内容に従って、教育研究活動等の状況を分析し、記述する。各大学には、原則として、対象となる全ての観点に係る状況を分析し、整理することが求められる。なお、**62**の基準に関し、あらかじめ定められた観点に加えて、各評価対象において独自の観点を設定する必要があると考えられる場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができる。また、各大学の薬学教育プログラムの優れた点、改善を要する点などを評価し、記述する。

#### 3) エビデンスの取扱いについて

各大学はエビデンスに基づいた自己評価を実施する。エビデンスとなる資料は平成 22 年度以降に実施する機構による点検の際に必要なものとするので、各大学で保存することとする。自己評価報告書では資料リストを添付することとする。

各基準、観点における資料例は、「自己評価実施要項」に記載する。

### 5. 「自己評価 21」の実施における機構の係わり

#### 1) 「自己評価 21」の実施に向けた機構の平成 20 年度事業について

上記の「自己評価 21」実施概要（案）に基づき、機構の平成 20 年度事業として以下の項目の必要性を提案する。

##### ① 「自己評価実施要項」の作成（平成 20 年 12 月まで）

エビデンスとなる資料の例示、報告書のフォーマットなどを含む「自己評価実施要項」を作成

##### ② 「自己評価実施要項」の説明会開催

##### ③ 「自己評価実施要項」に対するコメント受付、「Q&A」の作成

##### ④ 自己評価担当者の研修会開催

#### 2) 「自己評価 21」の機構によるサポートについて

評価基準に基づいた自己評価を実施する際、期限を設けて大学からの問合せを受付け、個別回答は行わず「Q&A」としてまとめ、公表する。提出された自己評価報告書の内容について、具体的な指導、助言は行わないものとする。

## 「自己評価 21」の対象となる基準の提案

「薬学教育（6年制）第三者評価 評価基準—平成 19 年度版」において平成 21 年度の段階では評価し得ない部分で「自己評価 21」の対象外とする基準・観点は、二重取消し線を付して示した。

### 目次

#### 理念と目標

|   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 理念と目標 | 1 |
|---|-------|---|

#### 教育プログラム

|   |                            |              |
|---|----------------------------|--------------|
| 2 | 医療人教育の基本的内容                | 2            |
|   | (2-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育     | 2            |
|   | (2-2) 教養教育・語学教育            | 2            |
|   | (2-3) 医療安全教育               | 3            |
|   | (2-4) 生涯学習の意欲醸成            | 3            |
|   | (2-5) 自己表現能力               | 3            |
| 3 | 薬学教育カリキュラム                 | 4            |
|   | (3-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムの達成度 | 4            |
|   | (3-2) 大学独自の薬学専門教育の内容       | 5            |
|   | (3-3) 薬学教育の実施に向けた準備        | 5            |
| 4 | 実務実習                       | 6            |
|   | (4-1) 実務実習事前学習             | 6            |
|   | (4-2) 薬学共用試験               | 6            |
|   | (4-3) 病院・薬局実習              | 7            |
| 5 | 問題解決能力の醸成のための教育            | 9            |
|   | (5-1) 自己研鑽・参加型学習           | 9            |
|   | <del>(5-2) 卒業研究の実施</del>   | <del>9</del> |

#### 学生

|   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| 6 | 学生の受入           | 10 |
| 7 | 成績評価・修了認定       | 11 |
| 8 | 学生の支援           | 12 |
|   | (8-1) 修学支援体制    | 12 |
|   | (8-2) 安全・安心への配慮 | 13 |

#### 教員組織・職員組織

|   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 9 | 教員組織・職員組織          | 14 |
|   | (9-1) 教員組織         | 14 |
|   | (9-2) 教育・研究活動      | 15 |
|   | (9-3) 職員組織         | 16 |
|   | (9-4) 教育の評価／教職員の研修 | 16 |

## 施設・設備

|        |                        |               |
|--------|------------------------|---------------|
| 10     | 施設・設備                  | 17            |
| (10-1) | 学内の学習環境                | 17            |
| (10-2) | <del>実務実習施設の学習環境</del> | <del>17</del> |

## 外部対応

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 11 | 社会との連携 | 18 |
|----|--------|----|

## 点検

|    |           |    |
|----|-----------|----|
| 12 | 自己点検・自己評価 | 19 |
|----|-----------|----|

### 【評価基準と観点について】

評価基準は、薬剤師養成課程として満たすことが必要と考えられる要件及び当該学部・学科の目標に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものである。

基準は、その内容により、次の2つに分類される。

- (1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。  
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等
- (2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。  
例 「・・・に努めていること。」 等

観点は、各基準に関する細則、各基準に係わる説明及び例示を示したものである。

観点は、その内容により、次の3つに分類される。

- (1) 各学部・学科において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。  
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」 等
- (2) 各学部・学科において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。  
例 「・・・に努めていること。」 等
- (3) 各学部・学科において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。  
例 「・・・が望ましい。」 等

## 理念と目標

### 1 理念と目標

#### 【基準 1-1】

各大学独自の工夫により，医療人としての薬剤師に必要な学識及びその応用能力並びに薬剤師としての倫理観と使命感を身につけるための教育・研究の理念と目標が設定され，公表されていること。

【観点 1-1-1】理念と目標が，医療を取り巻く環境，薬剤師に対する社会のニーズ，学生のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-2】理念と目標が，教職員及び学生に周知・理解され，かつ広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-3】資格試験合格のみを目指した教育に偏重せず，卒業研究等を通じて深い学識及びその応用能力等を身に付けるための取組が行われていること。

#### 【基準 1-2】

理念と目標に合致した教育が具体的に行われていること。

【観点 1-2-1】目標の達成度が，学生の学業成績及び在籍状況~~並びに卒業者の進路及び活動状況~~，その他必要な事項を総合的に勘案して判断されていること。*(卒業生に関する部分は対象外とする)*

## 教育プログラム

### 2 医療人教育の基本的内容

#### (2-1) ヒューマニズム教育・医療倫理教育

##### 【基準 2-1-1】

医療人としての薬剤師となることを自覚させ、共感的態度及び人との信頼関係を醸成する態度を身につけさせ、さらにそれらを生涯にわたって向上させるための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 2-1-1-1】全学年を通して、医療人として生命に関わる薬学専門家に相応しい行動をとるために必要な知識、技能、及び態度を身につけるための教育が行われていること。

(全学年は「自己評価21」では1～4年次を対象とする)

【観点 2-1-1-2】医療全般を概観し、薬剤師の倫理観、使命感、職業観を醸成する教育が行なわれていること。

【観点 2-1-1-3】医療人として、医療を受ける者、他の医療提供者の心理、立場、環境を理解し、相互の信頼関係を構築するために必要な知識、技能、及び態度を身につけるための教育が行われていること。

【観点 2-1-1-4】単位数は、(2-2)～(2-5)と合わせて、卒業要件の1/5以上に設定されていることが望ましい。

#### (2-2) 教養教育・語学教育

##### 【基準 2-2-1】

見識ある人間としての基礎を築くために、人文科学、社会科学及び自然科学などを広く学び、物事を多角的にみる能力及び豊かな人間性・知性を養うための教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 2-2-1-1】薬学準備教育ガイドラインを参考にするなど、幅広い教養教育プログラムが提供されていること。

【観点 2-2-1-2】学生や社会のニーズに応じた選択科目が用意され、時間割編成における配慮がなされていること。

【観点 2-2-1-3】薬学領域の学習と関連付けて履修できるカリキュラム編成が行われていることが望ましい。

##### 【基準 2-2-2】

社会のグローバル化に対応するための国際的感覚を養うことを目的とした語学教育が体系的かつ効果的に行われていること。

【観点 2-2-2-1】英語教育には、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」の全ての要素を取り入れるよう努めていること。

【観点 2-2-2-2】医療現場、研究室、学術集会などで必要とされる英語力を身につけるための教育が行われるよう努めていること。

【観点 2-2-2-3】英語力を身につけるための教育が全学年にわたって行われていることが望ましい。(全学年は「自己評価21」では1～4年次を対象とする)

## (2-3) 医療安全教育

### 【基準 2-3-1】

薬害・医療過誤・医療事故防止に関する教育が医薬品の安全使用の観点から行われていること。

【観点 2-3-1-1】薬害，医療過誤，医療事故の概要，背景及びその後の対応に関する教育が行われていること。

【観点 2-3-1-2】教育の方法として，被害者やその家族，弁護士，医療における安全管理者を講師とするなど，学生が肌で感じる機会提供に努めるとともに，学生の科学的かつ客観的な視点を養うための教育に努めていること。

## (2-4) 生涯学習の意欲醸成

### 【基準 2-4-1】

医療人としての社会的責任を果たす上での生涯学習の重要性を認識させる教育が行われていること。

【観点 2-4-1-1】医療現場で活躍する薬剤師などにより医療の進歩や卒後研修の体験談などに関する教育が行われていること。

## (2-5) 自己表現能力

### 【基準 2-5-1】

自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識，技能及び態度を修得するための教育が行われていること。

【観点 2-5-1-1】聞き手及び自分が必要とする情報を把握し，状況を的確に判断できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 2-5-1-2】個人及び集団の意見を整理して発表できる能力を醸成する教育が行われていること。

【観点 2-5-1-3】全学年を通して行われていることが望ましい。(全学年は「自己評価21」では1～4年次を対象とする)

### 3 薬学教育カリキュラム

#### (3-1) 薬学教育モデル・コアカリキュラムの達成度

##### 【基準 3-1-1】

教育課程の構成と教育目標が、薬学教育モデル・コアカリキュラムに適合していること。

【観点 3-1-1-1】各科目のシラバスに一般目標と到達目標が明示され、それらが薬学教育モデル・コアカリキュラムの教育目標に適合していること。

##### 【基準 3-1-2】

各到達目標の学習領域に適した学習方略を用いた教育が行われていること。

【観点 3-1-2-1】講義、演習、実習が有機的に連動していること。

【観点 3-1-2-2】医療現場と密接に関連付けるため、具体的な症例、医療現場での具体例、製剤上の工夫などを組み込むよう努めていること。

【観点 3-1-2-3】患者・薬剤師・他の医療関係者・薬事関係者との交流体制が整備され、教育へ直接的に関与していることが望ましい。

##### 【基準 3-1-3】

各ユニットの実施時期が適切に設定されていること。

【観点 3-1-3-1】当該科目と他科目との関連性に配慮した編成を行い、効果的な学習ができるよう努めていること。

##### 【基準 3-1-4】

薬剤師として必要な技能、態度を修得するための実習教育が行われていること。

【観点 3-1-4-1】科学的思考の醸成に役立つ技能及び態度を修得するため、実験実習が十分に行われていること。

【観点 3-1-4-2】実験実習が、卒業実習や実務実習の準備として適切な内容であること。

##### 【基準 3-1-5】

学生の学習意欲が高まるような早期体験学習が行われていること。

【観点 3-1-5-1】薬剤師が活躍する現場などを広く見学させていること。

【観点 3-1-5-2】学生による発表会、総合討論など、学習効果を高める工夫がなされていること。

### (3-2) 大学独自の薬学専門教育の内容

#### 【基準 3-2-1】

大学独自の薬学専門教育の内容が、理念と目標に基づいてカリキュラムに適確に含まれていること。

【観点 3-2-1-1】 大学独自の薬学専門教育として、薬学教育モデル・コアカリキュラム及び実務実習モデル・コアカリキュラム以外の内容がカリキュラムに含まれていること。

【観点 3-2-1-2】 大学独自の薬学専門教育内容が、科目あるいは科目の一部として構成されており、シラバス等に示されていること。

【観点 3-2-1-3】 学生のニーズに応じて、大学独自の薬学専門教育の時間割編成が選択可能な構成になっているなど配慮されていることが望ましい。

### (3-3) 薬学教育の実施に向けた準備

#### 【基準 3-3-1】

学生の学力を、薬学教育を効果的に履修できるレベルまで向上させるための教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-1】 個々の学生の入学までの履修状況等を考慮した教育プログラムが適切に準備されていること。

【観点 3-3-1-2】 観点3-3-1-1における授業科目の開講時期と対応する専門科目の開講時期が連動していること。

## 4 実務実習

### (4-1) 実務実習事前学習

#### 【基準 4-1-1】

教育目標が実務実習モデル・コアカリキュラムに適合し、実務実習事前学習が適切に行われていること。

#### 【基準 4-1-2】

学習方法、時間、場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに基づいて設定されていること。

#### 【基準 4-1-3】

実務実習事前学習に関わる指導者が、適切な構成と十分な数であること。

#### 【基準 4-1-4】

実施時期が適切に設定されていること。

【観点 4-1-4-1】 実務実習における学習効果が高められる時期に設定されていること。

【観点 4-1-4-2】 実務実習の開始と実務実習事前学習の終了が離れる場合には、実務実習の直前に実務実習事前学習の到達度が確認されていることが望ましい。

### (4-2) 薬学共用試験

#### 【基準 4-2-1】

実務実習を履修する全ての学生が薬学共用試験（CBTおよびOSCE）を通じて実務実習を行うために必要な一定水準の能力に達していることが確認されていること。

#### 【基準 4-2-2】

薬学共用試験（CBTおよびOSCE）を適正に行う体制が整備されていること。

【観点 4-2-2-1】 薬学共用試験センターの「実施要綱」（仮）に沿って行われていること。

【観点 4-2-2-2】 学内のCBT委員会およびOSCE委員会が整備され、機能していること。

【観点 4-2-2-3】 CBTおよびOSCEを適切に行えるよう、学内の施設と設備が充実していること。

**【基準 4-2-3】** (平成21年度内に自己点検・自己評価できなかつた点は、平成22年4月以降にできるだけ早く公表する)

薬学共用試験 (CBTおよびOSCE) の実施結果が公表されていること。

【観点 4-2-3-1】 実施時期, 実施方法, 受験者数, 合格者数及び合格基準が公表されていること。

【観点 4-2-3-2】 実習施設に対して, 観点4-2-3-1の情報が提供されていること。

**【基準 4-2-4】**

薬学共用試験 (CBTおよびOSCE) の実施体制の充実に貢献していること。

【観点 4-2-4-1】 CBT問題の作成と充実に努めていること。

【観点 4-2-4-2】 OSCE評価者の育成等に努めていること。

**(4-3) 病院・薬局実習**

**【基準 4-3-1】**

実務実習の企画・調整, 責任の所在, 病院・薬局との緊密な連携等, 実務実習を行うために必要な体制が整備されていること。

【観点 4-3-1-1】 実務実習委員会が組織され, 機能していること。

【観点 4-3-1-2】 薬学部の全教員が積極的に参画していることが望ましい。

~~【基準 4-3-2】 (21年度は実務実習実施前であるので「自己評価21」の対象外とする) 教育目標が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して設定され, 実務実習が適切に実施されていること。~~

~~【基準 4-3-3】 (21年度は実務実習実施前であるので「自己評価21」の対象外とする) 学習方法, 時間, 場所等が実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠して実施されていること。~~

~~【観点 4-3-3-1】 実務実習の期間は5ヶ月以上であり, 病院と薬局における実務実習の期間が各々標準 (2.5ヶ月) より原則として短くならないこと。~~

**【基準 4-3-4】**

学生の病院・薬局への配属が適正になされていること。

【観点 4-3-4-1】 学生の配属決定の方法と基準が事前に提示され, 配属が公正に行われていること。

【観点 4-3-4-2】 学生の配属決定に際し, 通学経路や交通手段への配慮がなされていること。

【観点 4-3-4-3】 遠隔地における実習が行われる場合は, 大学教員が当該学生の実習及び生活の指導を十分行うように努めていること。

~~【基準 4-3-5】 (21年度は実務実習実施前であるので「自己評価21」の対象外とする)  
実習先の指導者と学部・学科との間で適切な連携が行われていること。~~

~~【観点 4-3-5-1】 事前打ち合わせ、巡回、実習指導、評価およびそのフィードバックなどにおいて適切な連携がとられていること。~~

~~【基準 4-3-6】 (21年度は実務実習実施前であるので「自己評価21」の対象外とする)  
実習先の指導者との間の連絡を踏まえて学生を適切に指導監督していること。~~

~~【観点 4-3-6-1】 実習先の指導者との間で、学生による関連法令の遵守や、守秘義務等に関する適切な指導監督についてあらかじめ協議し、その確認方法が整備されていること。~~

~~【観点 4-3-6-2】 実務実習において、学生による関連法令の遵守が確保されていることが確認されていること。~~

~~【基準 4-3-7】 (21年度は実務実習実施前であるので「自己評価21」の対象外とする)  
評価基準を設定して、学生と実習先の指導者に事前に提示したうえで、実習先の指導者との連携の下、適正な評価が行われていること。~~

~~【基準 4-3-8】 (21年度は実務実習実施前であるので「自己評価21」の対象外とする)  
学生、実習先の指導者、教員の間で、実習内容、実習状況及びその成果に関する評価のフィードバックが、実習期間中に適切に行われていること。~~

## 5 問題解決能力の醸成のための教育

### (5-1) 自己研鑽・参加型学習

#### 【基準 5-1-1】

全学年を通して、自己研鑽・参加型の学習態度の醸成に配慮した教育が行われていること。

【観点 5-1-1-1】 学生が能動的に学習に参加するよう学習方法に工夫がなされていること。

【観点 5-1-1-2】 1クラスあたりの人数や演習・実習グループの人数が適正であること。

#### 【基準 5-1-2】

充実した自己研鑽・参加型学習を実施するための学習計画が整備されていること。

【観点 5-1-2-1】 自己研鑽・参加型学習が、**全学年で**実効を持って行われるよう努めていること。(全学年は「自己評価21」では1～4年次)

【観点 5-1-2-2】 自己研鑽・参加型学習の単位数が卒業要件単位数(但し、実務実習の単位は除く)の1/10以上となるよう努めていること。

【観点 5-1-2-3】 自己研鑽・参加型学習とは、問題立脚型学習(PBL)や卒業研究などをいう。

### ~~(5-2) 卒業研究の実施~~

~~(卒業研究の実施に関する自己点検・自己評価は本評価において実施)~~

#### ~~【基準 5-2-1】~~

~~研究課題を通して、新しい発見に挑み、科学的根拠に基づいて問題点を解決する能力を修得し、それを生涯にわたって高め続ける態度を養うための卒業研究が行われていること。~~

~~【観点 5-2-1-1】 薬学の知識を総合的に理解し、医療・社会に貢献する技能、態度の醸成につながる研究課題を取り上げるよう努めていること。~~

~~【観点 5-2-1-2】 卒業実習カリキュラム(日本薬学会)に準拠して、問題解決能力を醸成するためのプログラムが立案され、実行されていることが望ましい。~~

~~【観点 5-2-1-3】 卒業研究が必修単位とされており、実施時期及び実施期間が適切に設定されていること。~~

~~【観点 5-2-1-4】 学部・学科が主催する卒業研究発表会が開催され、卒業論文が作成されていること。~~

~~【観点 5-2-1-5】 卒業研究発表会は公開されていることが望ましい。~~

## 学生

### 6 学生の受入

#### 【基準 6-1】

教育の理念と目標に照らしてアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）が設定され、公表されていること。

【観点 6-1-1】アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定するための責任ある体制がとられていること。

【観点 6-1-2】入学志願者に対して、アドミッション・ポリシーなど学生の受入に関する情報が事前に周知されていること。

#### 【基準 6-2】

学生の受入に当たって、入学志願者の適性及び能力が適確かつ客観的に評価されていること。

【観点 6-2-1】責任ある体制の下、入学者の適性及び能力の評価など学生の受入に関する業務が行われていること。

【観点 6-2-2】入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていること。

【観点 6-2-3】医療人としての適性を評価するため、入学志願者に対する面接が行われていることが望ましい。

#### 【基準 6-3】

入学者定員が、教育の人的・物的資源の実情に基づいて適正に設定されていること。

【観点 6-3-1】適正な教育に必要な教職員の数と質が適切に確保されていること（「9. 教員組織・職員組織」参照）。

【観点 6-3-2】適正な教育に必要な施設と設備が適切に整備されていること（「10. 施設・設備」参照）。

#### 【基準 6-4】

学生数が所定の定員数と乖離しないこと。

【観点 6-4-1】入学者の受入数について、所定の入学定員数を上回っていないこと。

【観点 6-4-2】入学者を含む在籍学生数について、収容定員数と乖離しないよう努めていること。

## 7 成績評価・修了認定

### 【基準 7-1】

成績評価が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして、次に掲げる基準に基づいて行われていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準に従って成績評価が行われていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されていること。

### 【基準 7-2】

履修成果が一定水準に到達しない学生に対し、原則として上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度が採用されていること。

【観点 7-2-1】進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、留年の場合の取り扱い（再履修を要する科目の範囲）等が決定され、学生に周知されていること。

~~【基準 7-3】（一期生がまだ4年次であるため「自己評価21」の対象外とする）~~

~~公正かつ厳格な卒業認定が行われていること。~~

~~【観点 7-3-1】卒業認定に当たっては、単なる知識の修得の確認に留まらず、将来の医療人に相応しい技能や態度の修得も確認されていることが望ましい。~~

## 8 学生の支援

### (8-1) 修学支援体制

#### 【基準 8-1-1】

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導の体制がとられていること。

【観点 8-1-1-1】 入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 8-1-1-2】 入学前の学習状況に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導がなされていること。

【観点 8-1-1-3】 履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

#### 【基準 8-1-2】

教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るための学習相談・助言体制が整備されていること。

【観点 8-1-2-1】 担任・チューター制度やオフィスアワーなどが整備され、有効に活用されていること。

#### 【基準 8-1-3】

学生が在学期間中に薬学の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

【観点 8-1-3-1】 学生の健康相談（ヘルスケア、メンタルケアなど）、生活相談、ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制が整備され、周知されていること。

【観点 8-1-3-2】 医療系学生としての自覚を持たせ、自己の健康管理のために定期的な健康診断を実施し、受診するよう適切な指導が行われていること。

#### 【基準 8-1-4】

学習及び学生生活において、人権に配慮する体制の整備に努めていること。

#### 【基準 8-1-5】

学習及び学生生活において、個人情報に配慮する体制が整備されていること。

#### 【基準 8-1-6】

身体に障害のある者に対して、受験の機会が確保されるとともに、身体に障害のある学生について、施設・設備上及び学習・生活上の支援体制の整備に努めていること。

**【基準 8-1-7】**

学生がその能力及び適性、志望に応じて主体的に進路を選択できるよう、必要な情報の収集・管理・提供、指導、助言に努めていること。

【観点 8-1-7-1】 学生がそれぞれの目指す進路を選択できるよう、適切な相談窓口を設置するなど支援に努めていること。

【観点 8-1-7-2】 学生が進路選択の参考にするための社会活動、ボランティア活動等に関する情報を提供する体制整備に努めていること。

**【基準 8-1-8】**

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 8-1-8-1】 在学生及び卒業生に対して、学習環境の整備等に関する意見を聴く機会を設け、その意見を踏まえた改善に努めていること。

【観点 8-1-8-2】 学習及び学生生活に関連する各種委員会においては、学生からの直接的な意見を聴く機会を持つことが望ましい。

**(8-2) 安全・安心への配慮**

**【基準 8-2-1】**

学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていること。

【観点 8-2-1-1】 実習に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 8-2-1-2】 実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などが実施されていること。

【観点 8-2-1-3】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する適切な指導が行われていること。

【観点 8-2-1-4】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生及び教職員へ周知されていること。

## 教員組織・職員組織

### 9 教員組織・職員組織

#### (9-1) 教員組織

##### 【基準 9-1-1】

理念と目標に応じて必要な教員が置かれていること。

【観点 9-1-1-1】 大学設置基準に定められている専任教員（実務家教員を含む）の数及び構成が恒常的に維持されていること。

【観点 9-1-1-2】 教育の水準の向上をより一層図るために専任教員数（実務家教員を含む）が大学設置基準に定められている数を大幅に超えるよう努めていること（例えば、1名の教員（助手等を含む）に対して学生数が10名以内であることが望ましい）。

【観点 9-1-1-3】 観点9-1-1-2における専任教員は教授，准教授，講師，助教の数と比率が適切に構成されていることが望ましい。

##### 【基準 9-1-2】

専任教員として，次の各号のいずれかに該当し，かつ，その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が配置されていること。

- (1) 専門分野について，教育上及び研究上の優れた実績を有する者
- (2) 専門分野について，優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者

##### 【基準 9-1-3】

理念と目標に応じて専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【観点 9-1-3-1】 薬学における教育上主要な科目について，専任の教授又は准教授が配置されていること。

【観点 9-1-3-2】 教員の授業担当時間数は，適正な範囲内であること。

【観点 9-1-3-3】 専任教員の年齢構成に著しい偏りがないこと。

【観点 9-1-3-4】 教育上及び研究上の職務を補助するため，必要な資質及び能力を有する補助者が適切に配置されていることが望ましい。

##### 【基準 9-1-4】

教員の採用及び昇任に関し，教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備され，機能していること。

【観点 9-1-4-1】 教員の採用及び昇任においては，研究業績のみに偏ること無く，教育上の指導能力等が十分に反映された選考が実施されていること。

## (9-2) 教育・研究活動

### 【基準 9-2-1】

理念の達成の基礎となる教育活動が行われており、医療及び薬学の進歩発展に寄与していること。

【観点 9-2-1-1】 医療及び薬学の進歩発展に寄与するため、時代に即応したカリキュラム変更を速やかに行うことができる体制が整備され、機能していること。

【観点 9-2-1-2】 時代に即応した医療人教育を押し進めるため、教員の資質向上を図っていること。

【観点 9-2-1-3】 教員の資質向上を目指し、各教員が、その担当する分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する薬学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料（教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等）が、自己点検及び自己評価結果の公表等を通じて開示されていること。

【観点 9-2-1-4】 専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会的貢献活動も自己点検及び自己評価結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

### 【基準 9-2-2】

教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われ、医療及び薬学の進歩発展に寄与していること。

【観点 9-2-2-1】 教員の研究活動が、最近5年間における研究上の業績等で示されていること。

【観点 9-2-2-2】 最新の研究活動が担当する教育内容に反映されていることが望ましい。

### 【基準 9-2-3】

教育活動及び研究活動を行うための環境（設備、人員、資金等）が整備されていること。

### 【基準 9-2-4】

専任教員は、時代に適応した教育及び研究能力の維持・向上に努めていること。

【観点 9-2-4-1】 実務家教員については、その専門の知識経験を生かした医療機関・薬局における研修などを通して常に新しい医療へ対応するために自己研鑽をしていること。

### (9-3) 職員組織

#### 【基準 9-3-1】

教育活動及び研究活動の実施を支援するための事務体制を有していること。

【観点 9-3-1-1】学部・学科の設置形態及び規模に応じて、職員配置を含む管理運営体制が適切であること。

【観点 9-3-1-2】実務実習の実施を支援する事務体制・組織が整備され、職員が適切に配置されていることが望ましい。

### (9-4) 教育の評価／教職員の研修

#### 【基準 9-4-1】

教育の状況に関する点検・評価及びその結果に基づいた改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。

【観点 9-4-1-1】教育内容及び方法，教育の成果等の状況について，代表性があるデータや根拠資料を基にした自己点検・自己評価（現状や問題点の把握）が行われ，その結果に基づいた改善に努めていること。

【観点 9-4-1-2】授業評価や満足度評価，学習環境評価などの学生の意見聴取が行われ，学生による評価結果が教育の状況に関する自己点検・自己評価に反映されるなど，学生が自己点検に適切に関与していること。

【観点 9-4-1-3】教員が，評価結果に基づいて，授業内容，教材及び教授技術などの継続的改善に努めていること。

#### 【基準 9-4-2】

教職員に対する研修（ファカルティ・ディベロップメント等）及びその資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

## 施設・設備

### 10 施設・設備

#### (10-1) 学内の学習環境

##### 【基準 10-1-1】

薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学準備教育ガイドラインを円滑かつ効果的に行うための施設・設備が整備されていること。

【観点 10-1-1-1】効果的教育を行う観点から、教室の規模と数が適正であること。

【観点 10-1-1-2】参加型学習のための少人数教育ができる教室が十分確保されていること。

【観点 10-1-1-3】演習・実習を行うための施設（実験実習室、情報処理演習室、動物実験施設、RI 教育研究施設、薬用植物園など）の規模と設備が適切であること。

##### 【基準 10-1-2】

実務実習事前学習を円滑かつ効果的に行うための施設・設備が適切に整備されていること。

【観点 10-1-2-1】実務実習事前学習のための模擬薬局・模擬病室等として使用する施設の規模と設備が適切であること。

##### 【基準 10-1-3】

卒業研究を円滑かつ効果的に行うための施設・設備が適切に整備されていること。

##### 【基準 10-1-4】

快適な学習環境を提供できる規模の図書室や自習室を用意し、教育と研究に必要な図書および学習資料の質と数が整備されていること。

【観点 10-1-4-1】図書室は収容定員数に対して適切な規模であること。

【観点 10-1-4-2】常に最新の図書および学習資料を維持するよう努めていること。

【観点 10-1-4-3】快適な自習が行われるため施設（情報処理端末を備えた自習室など）が適切に整備され、自習時間を考慮した運営が行われていることが望ましい。

#### ~~(10-2) 実務実習施設の学習環境~~

~~【基準 10-2-1】(21年度は実務実習実施前であるので「自己評価21」の対象外とする) 実務実習モデル・コアカリキュラムに適合した実務実習が、適正な指導者・設備を有する施設において行われていること。~~

## 外部対応

### 1 1 社会との連携

#### 【基準 1 1-1】

医療機関・薬局等との連携の下、医療及び薬学の発展に貢献するよう努めていること。

【観点 1 1-1-1】地域の薬剤師会、病院薬剤師会、医師会などの関係団体及び行政機関との連携を図り、医療や薬剤師等に関する課題を明確にし、薬学教育の発展に向けた提言・行動に努めていること。

【観点 1 1-1-2】医療界や産業界との共同研究の推進に努めていること。

【観点 1 1-1-3】医療情報ネットワークへ積極的に参加し、協力していることが望ましい。

#### 【基準 1 1-2】

薬剤師の卒後研修や生涯教育などの資質向上のための取組に努めていること。

【観点 1 1-2-1】地域の薬剤師会、病院薬剤師会などの関係団体との連携・協力を図り、薬剤師の資質向上を図るための教育プログラムの開発・提供及び実施のための環境整備に努めていること。

#### 【基準 1 1-3】

地域社会の保健衛生の保持・向上を目指し、地域社会との交流を活発に行う体制の整備に努めていること。

【観点 1 1-3-1】地域住民に対する公開講座を定期的を開催するよう努めていること。

【観点 1 1-3-2】地域における保健衛生の保持・向上につながる支援活動などを積極的に行っていることが望ましい。

【観点 1 1-3-3】災害時における支援活動体制が整備されていることが望ましい。

#### 【基準 1 1-4】

国際社会における保健衛生の保持・向上の重要性を視野に入れた国際交流に努めていること。

【観点 1 1-4-1】英文によるホームページなどを開設し、世界への情報の発信と収集が積極的に行われるよう努めていること。

【観点 1 1-4-2】大学間協定などの措置を積極的に講じ、国際交流の活性化のための活動が行われていることが望ましい。

【観点 1 1-4-3】留学生の受入や教職員・学生の海外研修等を行う体制が整備されていることが望ましい。

## 点検

### 1 2 自己点検・自己評価

#### 【基準 1 2-1】

上記の諸評価基準項目に対して自ら点検・評価し、その結果を公表するとともに、教育・研究活動の改善等に活用していること。

【観点 1 2-1-1】自己点検及び評価を行うに当たって、その趣旨に則した適切な項目が設定されていること。

【観点 1 2-1-2】自己点検・評価を行う組織が設置されていること。

【観点 1 2-1-3】自己点検・評価を行う組織には、外部委員が含まれていることが望ましい。